

平成 29 年度第 1 回松前町総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 22 日 (木) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 15 分
- 2 場 所 松前町役場 3 階 301 会議室
- 3 出席者 <松 前 町>岡本町長
<教育委員会>本馬教育長、坪内教育委員、郷田教育委員
村上教育委員
<事 務 局>大政教育委員会事務局長、仲島社会教育課長
<会 議 進 行>山本総務課長
- 4 議 事 (1) 松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務の協議について

5 議事内容

【総務課長】

ただ今から、平成 29 年度第 1 回松前町総合教育会議を開催いたします。
渡部教育委員さんにつきましては、所要のため御欠席の連絡をいただいておりますので御報告いたします。

それでは会次第によりまして進めてさせていただきたいと思います。はじめに、岡本町長が開会の御挨拶を申し上げます。

【町長】

みなさんこんにちは。

本日は、年度末の御多忙のところ、総合教育会議に御参集いただきましてありがとうございます。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 の規定により、町長と教育委員会で事務の調整が必要な事項として、松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務の協議につきまして、私と教育委員会で協議をさせていただくため開催いたしました。

どうぞ、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます、あいさついたします。

【総務課長】

それではさっそく議題に入りますが、松前町総合教育会議設置要綱第 6 条では、会議の公開を規定しており、本会議は公開するものとされております。

本日は、傍聴希望者がおりませんので御報告いたします。

引き続き、設置要綱第 4 条 1 項の規定によりまして、町長が議長となります。この後の会の進行は岡本町長をお願いいたします。

【町長】

それでは議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず議事に入ります前に、設置要綱第 7 条第 2 項の規定によりまして、議長が議事録に署名する構成員 2 人の指名をさせていただきます。坪内委員と郷田委員の 2 名を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは早速議題に入ります。まず議題 1 の松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務の協議について事務局の説明をお願いいたします。

(1) 松前町教育委員会に対する補助執行に関する事務の協議について

【総務課長】

参考資料1をお願いします。

町長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員をして補助執行させることにつきましては、地方自治法第180条の2の規定に基づき、町長と教育委員会で協議を行い、参考資料2にありますとおり、松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則を定めています。

今回、同規則の第2条第3号に規定しております、「町誌の編さんに関する事務」を、平成30年度から町長部局である総務課で行うため、教育委員会に対する補助執行をやめることについて協議を行うものです。

町誌の編さんに関する事務につきましては、新しい町誌の編さんの準備体制を整備するに当たり、平成28年3月に開催いたしました、平成27年度第3回松前町総合教育会議において、町長と教育委員会が協議を行い、教育委員会の同意をいただいて、平成28年4月から、教育委員会事務局職員に補助執行しています。

これは、町誌の編さん過程において、資料の収集整理や文献の調査・研究など、専門的な見識や松前町史談会等の教育委員会が所管する団体や個人の協力が不可欠となること、また、現在の町誌の編さんは、当時の教育委員会を事務局として、松前町誌編さん委員会を設立し、約50名の編集委員の皆さまの御協力をいただきながら発刊に至ったこと、このほか、新しい町誌の編さんに当たり、平成27年11月から社会教育課において、町誌編さんの準備委員会を立ち上げて取組をスタートさせていたことから、教育委員会事務局職員に補助執行したものです。

しかし、その後、事務を整理していく中で、新しい町誌の編さんの作業について、更に検討を進めたところ、先ほど申し上げました、教育委員会事務局職員に補助執行する理由となった、教育委員会所管の団体や個人に協力をいただく歴史的な内容の調査・研究等の整理よりも、現在の町誌に編集されていない、昭和52年以降の資料を収集整理する方が、編さん作業の大きいウェイトを占めることが明らかとなりました。

また、昭和52年以降の資料の収集整理に当たっては、行政施策等を中心にした取りまとめが想定されており、その編さんに必要となる写真等を総務課で保管・管理していること、更に、役場全体に渡る資料の収集整理を行う際、総務課で庁内各課との連携・調整に当たることで、作業が効率よく進められること等、考慮した結果、町誌の編さんに関する事務について、教育委員会の手を煩わせる必要がなくなったので、町長部局である総務課広報情報係に戻すのが適当であると判断したものです。

町誌の編さんに関する事務について、教育委員会事務局職員に補助執行する際に十分な検討が不足し、対応が朝令暮改となってしまい、誠に申し訳ございませんでした。

以上により、教育委員会に対する補助執行事務から、町誌の編さんに関する事務を削除することについて、協議をお願い申し上げます。

なお、本日の協議を踏まえ、文書による協議が整いましたら、松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則を改正して、この規則から町誌の編さんに関する事務の規定を削除します。説明は以上です。

【町長】

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明に対しまして、御意見や御質問がありましたら、よろしく願いいたします。

若干、朝令暮改になったところがありますが、先ほど説明したとおり、現在の町誌に、昭和51年までのことは既に取り込まれておりますので、歴史的な事由というのは、あまり要らないことがはっきりしてきたということで、全庁を束ねて調整しながら進めていくのは、教育委員会よりも総務課の方が適切と判断したところです。

【郷田委員】

町誌の編さん業務が町長部局に移ることについて、私は賛成です。その理由としましては、編さんに関しまして、従来の教育とか文化財だけではなく、広い視点が必要であるということ、編さん業務と共に、完成した町誌の販売等も町長部局が担当するのがふさわしいと思います。かつては、愛媛県史の編さん時は、臨時県史編さん部を総務部長兼務で実施していたかに記憶しています。編さん業務に関しては、産業分野や色々、広範な分野を必要とするので、町長部局がふさわしいと思う。

【町長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【教育委員会事務局長】

松前町事務分掌規則の改正に伴って、教育委員会でも松前町教育委員会事務局組織規則の改正が必要になってきます。この規則の中には、町誌編さんに関することという事項がありますので、その改正を今後、行っていきたいと思っております。

【町長】

意思決定として補助執行をやめるということになれば、それに関連する諸規定の改正が伴ってきます。よろしく願いします。

【教育長】

補助執行を見直していただき、また、御配慮をいただき感謝を申し上げます。ありがとうございます。総務課が庁内各課との連携・調整をしながら進められていくこととなりますが、編さんに当たっては、教育委員会も携わる場面も若干は出てくるだろうと思っておりますので、教育面のところは積極的に協力いたします。

【町長】

よろしく願いします。ほか、ございませんか。

【坪内委員】

本当に良かったなと思っています。町誌編さんになると教育分野だけではない、本当に広い視野で町全体の取組をまとめていく必要があると思うので、町長部局でこの事務を行うのは良かったと思います。ありがとうございます。

【村上委員】

町誌の編さんは、町全体でみなさんが協力して取り組んでいくことになると思いますので、教育委員会も協力していきたいと思います。よろしく願いします。

【町長】

全ての委員の皆さんに御承認をいただいたようですので、その方向で進めさせていただきます。せっかくの機会ですので、そのほか意見交換等、何かございませんか。

【坪内委員】

来年度から学校教育指導員を置いてくださることを聞いて、本当にうれしく、ありがたく思っています。

【町長】

これは教育長の御配慮で置くことになります。いい事でありますので、我々も御協力するところです。ほか、ございませんか。

ないようですので、本日の議事を終了させていただきます。大変、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

【総務課長】

皆さん本日は誠にありがとうございました。本会議結果につきましては、事務局で議事録を作成し、確認の上、ご署名をいただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成 29 年度第 1 回松前町総合教育会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。